答申行政第５６号

答　　申

第１　審査会の結論

岡山県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定は、妥当である。

第２　審査請求に至る経緯

１　審査請求人は、平成２５年６月３日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成８年岡山県条例第３号。以下「条例」という。）第６条第１項の規定により、実施機関に対して、「平成〇〇年〇月〇〇日午〇〇時〇〇分頃、〇〇市〇〇〇〇〇〇番地〇の〇〇〇〇〇方から〇〇〇〇〇が窃盗未遂について１１０番通報しています。この件に関して、（１）通報時間（２）指令時間（３）現場到着時間（４）対応した警察官（現場臨場者及び通報対応者）（５）通報者と指令センターの会話の内容（書面にしたもの）（６）現場臨場者と本部との無線の会話の内容（書面にしたもの）（指令から処理終了まで。現場臨場者全員）（７）本通報の処理（事後処理含む）がわかるもの。」との開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

２　実施機関は、本件開示請求については、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを明らかにすること自体が条例第７条第４号の非開示情報を開示することとなり条例第１０条に該当するとして、公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成２５年６月１２日付けで審査請求人に通知した。

３　審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第５条の規定により、平成２５年６月２４日付けで、実施機関の上級行政庁である岡山県公安委員会に対して審査請求を行った。

４　岡山県公安委員会は、条例第１７条の規定により、平成２５年８月８日、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

第３　審査請求人の主張要旨

１　審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求に係る処分を「公文書の存否を明らかにし、存在するのであれば開示する。」処分に変更するとの裁決を求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

（１）　請求する文書は、警察の緊急通報として受理する事象に対応するため開示されるべきものであり、その存否を明らかにしたところで条例第７条第４号に規定する公共の安全等に支障を及ぼすおそれがあるという理由はない。

（２）　本件の事件は公開の法廷で審理されている。「その対応に支障を及ぼすことになる」のであれば、本件の事件審理自体、非公開の裁判で行われているはずであり、そのようなことはないから、公開したところで何ら支障を及ぼすおそれはない。

したがって、開示請求文書には非開示とする理由もないし、存否を明らかにしない理由もないから開示されるべきである。

第４　実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

１　条例第７条第４号（公共の安全等に関する情報）該当性について

本件開示請求については、特定個人が窃盗未遂事件に関して１１０番通報した情報である。

１１０番通報により、窃盗未遂の事実を警察が認知し、対応しているか否かについては、公にすることにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがあるほか、犯罪を行った者、あるいは犯罪を企図する者において当該犯罪行為を隠蔽するため、証拠隠滅を図る行為が行われるなどの対抗手段がとられ、当該犯罪の捜査に関して犯人及び証拠の発見、収集及び保全に支障を及ぼすおそれが生じ、犯罪の予防、捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるといえることから、条例第７条第４号の非開示情報に該当する。

２　条例第１０条（公文書の存否に関する情報）該当性について

本件開示請求は、特定日時、特定個人、特定事件名等を示した上で１１０番通報した際の通報時間、対応した警察官、通報の処理等を求めるものであり、本件公文書が存在しているか否かを答えるだけで本件情報が明らかになり、条例第７条第４号に規定する非開示情報を開示することになることから、条例第１０条の「当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」場合に該当するため非開示としたものである。

第５　審査会の判断

１　本件対象公文書について

本件審査請求の対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、仮に存在するとすれば、特定個人が窃盗未遂事件に関して１１０番通報した情報等が記載された文書である。

２　本件対象公文書に係る条例上の条項について

（１）条例第７条第４号（公共の安全等に関する情報）の規定について

条例第７条第４号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示とすることを定めている。

（２）条例第１０条（公文書の存否に関する情報）の規定について

条例第１０条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定しており、通常、開示請求に対しては当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにした上で、開示決定等をすべきであるが、その例外として公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる場合を定めている。

３　条例第１０条（公文書の存否に関する情報）の該当性について

本件開示請求は、特定の個人が窃盗未遂事件に関して１１０番通報した際の通報時間、臨場した警察官やその対応等の開示を求めるものであることから、本件対象公文書の存否を答えるだけで、当該窃盗未遂事件に関して行われた１１０番通報に関する警察の捜査活動等の情報を明らかにすることと同様の結果を生じさせることになる。これにより、犯罪の被害者又は情報提供者が特定され、これらの人々の身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれ、また、犯罪を行った者、犯罪を企図する者等において捜査活動への対抗手段をとることを可能にするおそれがあるため、現在又は将来の犯罪の予防、鎮圧又は捜査に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることは相当の理由があるといえる。

したがって、本件対象公文書の存否を答えることは、条例第７条第４号の非開示情報を開示することとなることから、条例第１０条の規定により、本件対象公文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものであると認められる。

４　結論

以上により、実施機関が公文書非開示決定をした本件処分については妥当であると認められることから、「第１　審査会の結論」のとおり判断した。

第６　審査会の経緯等

当審査会の処理経過は次のとおりである。

年　月　日	処　理　内　容
平成２５年　８月　８日	審査庁から諮問を受けた。
平成２５年　９月２４日	審査庁から非開示理由説明書が提出された。
平成２５年１０月２１日	審査請求人から意見書が提出された。
平成２６年　３月１７日 （審査会第１回目）	事案の審議を行った。
平成２６年　４月２１日 （審査会第２回目）	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成２６年　５月２７日 （審査会第３回目）	事案の審議を行った。
平成２６年　６月２３日 （審査会第４回目）	事案の審議を行った。
平成２６年　６月３０日	審査庁に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏　　名	職　　名	備　　考
会　長 中　村　　誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	
委　員 宇佐美　英　司	弁護士	
井　田　千津子	弁護士	
釜　瀬　　司	社会福祉法人吉備の里 理事長	
武　井　祐　子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	